

「社会内処遇対象者等の連絡確保又は所在確認の方法・在り方」について

(注) 下記の各検討事項は、これまでの議論等を踏まえ、当面考えられるものを挙げたものであり、もとより検討の範囲をこれに限る趣旨のものではない。

1 考えられる対象者及び連絡確保・所在確認の場面

- ① 社会奉仕を義務付けられた者
 - ・ 所定の作業場所にいるかどうか等の確認
 - ② 保護観察対象者
 - ・ 住居に居住すること等の遵守事項を守っているかの確認
 - ③ 保釈中の者
 - ・ 制限住居に居住しているかどうか等の確認
- など

2 考えられる連絡確保又は所在確認の方法

- ① 定期的な電話連絡をさせること又はこれを受けさせること
 - ② 携帯電話等を貸与し、これを常時携帯させること
 - ③ 機械的方法による連絡確保又は所在確認
 - ・ GPS装置の使用
 - ・ GPS機能のない電子監視装置の使用
- など

3 法改正の要否

仮に上記の連絡確保・所在確認方法をとる場合、法改正が必要か、あるいは現行法の枠内で実施可能か。